労働相談 OandA

1 年次有給休暇の付与について

- Q 今度、定年退職する労働者を嘱託として引き続き再雇用することとなりました。退職金の支払も退職金規程に基づき行う予定ですし、新たな雇用と考えていますので、年次有給休暇については、新規採用と同様に6ヵ月経過して10日の付与を考えていますが、問題はないでしょうか。
- A 年次有給休暇の付与に当たっては、要件のひとつとして「6ヵ月以上の継続勤務」があります。この「継続勤務」とは労働契約の存続期間、いわゆる在籍期間のことをいいます。

労働契約が存続しているか否かの判断は、実質的に判断すべきものとされています。

定年退職によって「正社員」から「嘱託」に社内における身分関係も変更になり、賃金その他の労働条件も大きく変わることとなると思いますが、これは、労働契約の改定ではあっても、雇用関係そのものが消滅するわけではありません。したがって定年退職した労働者の身分関係を「正社員」から「嘱託」に変更した場合も、同一の使用者との間に労働契約が引き続き存続していることになりますので、年次有給休暇の付与日数については、新たに起算をするのではなく、「正社員」等の勤続年数を通算することとなります。

これは、退職金の支給をした場合であっても変わりはありません。

ちなみに、「パートタイム」「アルバイト」から「正社員」に登用した場合等も社内における身分 の変更ですので、年次有給休暇の付与について、勤続年数は、それぞれ通算することとされています。

2 作業主任者の選任について

- Q 当社では、有機溶剤を使用して塗装の業務を行なっています。塗装業務については、2交替制で1日 15時間稼働させていますが、この場合、作業主任者は各直ごとに選任する必要があるのでしょうか。
- A 労働安全衛生法第14条では、一定の危険・有害な業務については、免許取得者または、技能講習修 了者の中から作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で 定める事項を行わせなければならないとされています。

有機溶剤作業主任者は、主に作業の危険・有害性に着目し作業指揮を行うべきとされており、具体的にはその職務として次の1から4の項目について行わなければならないとされています。

- 1 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を1月を越えない期間ごとに点検をすること。
- 3 保護具の使用状況を監視すること
- 4 タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、有機溶剤中毒予防規則第26条 各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

上の項目については、作業主任者が作業現場に立ち会っていなければ、職務を遂行できない項目もあり、労働者を直接指揮する必要があることから、交替制の各直ごとに作業主任者を選任しなければならないこととされています。

このことについては、作業主任者が作業現場に立ち会っていなければ、職務が遂行できない他の作業主任者の選任についても同様であり、各直ごとに作業主任者を選任しなければなりません。



労災保険に未加入の事業主に対する 費用徴収制度が強化されます

労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険に加入 しなければならないことになっています。

平成17年11月1日から、加入手続きを行っていない事業主に対しては費用徴収制度が強化されます。これにより、事業主が労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、**遡って保険料を徴収するほかに、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することとなります。**

労災保険の適用を受ける事業主の方は、今すぐ、加入手 続きを行ってください。

なお、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧になるか、 日立労働基準監督署にお問い合わせください。